

消費者安全調査委員会運営規程

平成24年10月3日
消費者安全調査委員会決定
最終改正 令和6年10月10日

(総則)

第1条 消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の議事の手続その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、消費者安全法（平成21年法律第50号）及び消費者安全調査委員会令（平成24年政令第249号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（書面による議決）

第2条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付することにより賛否を問い、その結果をもって調査委員会の議決とすることができるほか、意見を徴することができる。議題の内容から合理的に判断して、書面によることが妥当と委員長が認める場合も同様とする。

2 前項の場合において、委員長は、その議決に係る事項を次に招集する会議において報告しなければならない。

（会議へのWeb会議システムを利用した出席）

第3条 委員は、委員長が認めるときは、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。この場合において、Web会議システムによる出席は、消費者安全調査委員会令第2条第2項及び第3項に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

2 Web会議システムを利用する委員が、映像のみならず音声を継続的に送受信できなくなった場合には、音声を継続的に送受信できなくなった時刻から、消費者安全調査委員会令第2条第2項及び第3項に規定する出席に含めないものとする。

3 Web 会議システムによる調査委員会の出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行うこととし、Web 会議システムにより会議に出席する委員は、その映像及び音声を委員以外の者に視聴させてはならない。

(会議への出席)

第4条 委員長は、臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

3 前二項の規定により委員長が会議への出席を認めた者は、委員長が認めるときは、Web 会議システムを利用して会議に出席することができる。前条第3項の規定は、この場合について準用する。

(議事録)

第5条 調査委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他の事項

2 調査委員会に所属する委員又は前条第1項及び第2項の規定により委員長が会議への出席を認めた者の一部がWeb 会議システムを利用して調査委員会に出席したときは、前項に規定する議事録の出席者の氏名に「(Web 会議システムによる出席)」と付すものとし、その全員がWeb 会議システムを利用して調査委員会に出席したときは、当該議事録には、会議の場所として「Web 会議システムによる」と記載するものとする。

(会議の公開等)

第6条 当事者若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる等の公共の利益を害するおそれがあるため、調査委員会の会議の公開及び議事録の公表は、行わないものとする。ただし、調査委員会が必要と認める場合については、会議の全部若しくは一部の公開又は議事要旨の公表を行うことができる。

2 会議の配布資料については、当事者若しくは第三者の権利利益を不

当に害するおそれ又は意思決定の中立性が不当に損なわれる等の公共の利益を害するおそれがないものとして、別に定めるところにより、調査委員会が適当と認める場合は、その全部又は一部を公表することができる。

(部会)

第7条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「調査委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って決める。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この決定は、令和2年5月10日から施行する。

附 則

この決定は、令和6年10月10日から施行する。